

新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業知事表彰実施要綱

(目的)

第1条 多様で柔軟な働き方の推進や女性の登用・活躍に特に積極的に取り組み、高い実績が認められ、他の模範となる顕著な成果を挙げている企業等を表彰し、先進事例として広く周知することにより、本県における魅力ある職場環境づくり及び女性活躍の一層の推進を図る。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業(ゴールド認定)」の認定を受けており、かつ、次の要件を全て満たす企業等とする。

- (1) 多様で柔軟な働き方の推進や女性の登用・活躍に特に積極的に取り組み、高い実績が認められ、他の模範となる顕著な成果を挙げていること。
- (2) 常時雇用する労働者数が101人以上の企業においては、次世代育成支援対策推進法及び、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく一般事業主行動計画を策定し、主たる事業所が所在する都道府県労働局に届け出ていること。
- (3) 労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の関係法令に違反する重大な事実が過去3か年以内でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団ではないこと及びそれと関係を有していないこと。
- (5) 過去に本表彰を受賞していないこと

(表彰の区分)

第3条 企業等の規模に応じて、以下の区分ごとに表彰する。

- (1) 常時雇用する労働者の数が300人を超える企業等
- (2) 常時雇用する労働者の数が100人を超え300人以下の企業等
- (3) 常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等

(表彰基準)

第4条 表彰基準は、別紙1に定めるとおりとする。

(表彰企業の応募)

第5条 この要綱に基づき表彰を受けようとする企業等(以下「応募企業」という。)は、応募調書(様式1)に必要事項を記載のうえ、必要な書類を添付して県に提出するものとする。

2 県は、応募企業に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

(表彰企業の選考)

第6条 表彰企業は、別に定める「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業知事表彰選考委員会」において、第4条に規定する表彰基準に基づき審査の上、選考する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、賞状及び副賞を授与して行う。

(表彰結果等の公表)

第8条 表彰結果及び表彰された取組内容や成果等は、県のホームページ等で優良事例として公表する。

(表彰の取消)

第9条 表彰を受賞した企業が著しく不当な行為を行い、被表彰者として適当でないと認めるときは、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月10日から施行する。

別紙1（第4条関係）

新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業知事表彰 表彰基準

応募企業における、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度実施要綱（以下、「認定制度実施要綱」という）の第3条第2項に規定する認定基準で定める項目（以下、「認定項目」という。）の達成状況等及び取組内容や成果について、以下の評価内容を総合的に勘案し、表彰企業を選考する。

評価内容		評価の視点・考え方	
認定項目の達成状況・実績	基準を満たしている認定項目の合計数	より多くの項目が基準を満たしているか、基準を満たしている認定項目数を評価する。	
	常時雇用する労働者の数が100人を超える企業等	認定項目（認定制度実施要綱別表第1に規定する計12項目）のうち、基準を満たしている項目の実績	1号から12号のうち、基準を満たしている認定項目について、それぞれ高水準の実績が認められるか、各項目における数値等の実績を評価する。
	常時雇用する労働者の数が100人以下の企業等	認定項目（認定制度実施要綱別表第2に規定する計14項目）のうち、基準を満たしている項目の実績	1号から12号のうち、基準を満たしている認定項目について、それぞれ高水準の実績が認められるか、各項目における数値等の実績を評価する。併せて、13号及び14号における一般事業主行動計画策定等を評価する。
取組	認定項目の実績向上や多様で柔軟な働き方及び女性活躍の推進に向けた取組内容	特に積極的な取り組みが行われているか、応募企業における取組内容を評価する。	
成果	上記取組による特筆すべき成果	他の模範となる顕著な成果が認められるか、応募企業における成果を評価する。	